

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(平成29年第2回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1 日時

平成29年 6月19日（月） 開会：午前 9時57分 閉会：午後 0時 6分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

請願第 3号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願
議案第47号 字の区域の変更について
議案第51号 地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の制定について
議案第52号 筑西市公告式条例の一部改正について
議案第55号 地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例の制定について
議案第60号 平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）のうち所管の補正予算

4 出席委員

委員長	石島 勝男君	副委員長	稲川 新二君			
委員	小倉ひと美君	委員	仁平 正巳君	委員	尾木 恵子君	
委員	箱守 茂樹君	委員	赤城 正徳君	委員	鈴木 聡君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 田崎和彦君

委員長 石島 勝男

○委員長（石島勝男君） 改めまして、おはようございます。ただいまより総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後、執行部に入室していただき、字の区域の変更議案1案、地方独立行政法人定款制定議案1案、条例議案2案、補正予算議案1案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） それでは、まず請願第3号「若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願」であります。

この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付してあります。

なお、この請願は、請願提出者からの議会参加申し込みがありましたので、説明と意見等の陳述があります。

それでは、説明者の方々、説明と意見等の陳述をお願いいたします。

○請願提出者 それでは、よろしいでしょうか。

○委員長（石島勝男君） はい、お願いします。

○請願提出者 おはようございます。私、年金者組合下館支部の〇〇と申します。このたびは、意見を述べさせていただく機会を与えていただき、大変ありがとうございます。では、自己紹介してまいります。

○請願提出者 私は、年金者組合の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○請願提出者 私は、年金者組合の〇〇と申します。よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（石島勝男君） お願いします。

○請願提出者 それでは、早速請願の趣旨、それから説明について申し上げます。

請願趣旨は、ここに書いてありますように、ちょっと簡単に読み上げてみます。

現在年金の支給は、隔月となっておりますが、欧米諸国では毎月支給を実施しているところが多く、高齢者にとっては毎月支給されることで、計画的な生活が成り立ちます。また、年金開始年齢のさらなる引き上げは、引き上げが行われる以降の世代にとって、年金給付費の減少が生じることになり、将来世代に影響が強くなる懸念されます。このことは、高齢者だけの問題ではなく、若者の年金に対する不信を増長し、年金制度への信頼が低下することにもつながります。

年金は、そのほとんどが消費に回るため、年金引き下げは消費や税収など、地域経済と地方財政に大きな影響を与えます。年金がふえれば地域の消費もふえ、地方税収が増加し、高齢者の医療や介護の負担も軽減できる好循環になります。

今必要なことは、安定した雇用を保障し、社会保障を充実させることです。若者も高齢者も誰もが安心

できる年金の実現が求められています。これが請願の趣旨でございます。

それで、ここにありますように、毎月支給される、これは欧米諸国ではこれがもう通例となっております。参考までに申し上げます。毎月支給を実施している国は、スイス、カナダ、アメリカはニューヨーク州がこの毎月支給に踏み切っています。それから、ポルトガル、それからフランスというふうに、毎月支給ということは国際標準となっているということでもあります。

イギリスなどは毎週支給ということになっております。ということで、先進国の中で隔月支給になっているのは日本ぐらいではないかということでもあります。

それから、これまでの毎月支給を中央本部、年金者の中央本部ですね、ここが厚生労働省と何回か交渉を行っております。現段階での到達点は、検討すると、まだ準備には入っていないのですが、検討すると、いろいろと、そういう段階に来ています。厚生労働省の回答としては、各界からの意見を聞いていると。おおむね毎月支給には賛成であると、こういうふうな回答がありました。

それから、とにかくまず13カ月の予算化最優先だと、この振り込むためには、そういうことが回答として出てきています。まだ来年の予算を組んでいないと。そこで組めればシステム変更、各機関との連携、自治体とか日銀とか金融機関との連携が必要だと、そんなふうな回答を得ております。

それから、各自治体に対する請願、これは茨城県は44自治体ですか、それに対して全ての自治体に対してその議会請願を行っております。下館の場合は、この毎月支給ということと、それから支給開始年齢をこれ以上引き上げないでほしいと、この2点に絞って請願を出しました。

各県の状況を見てみますと、岩手県議会は毎月支給、支給開始年齢の引き上げ反対、この意見書を採択してくれました。それから、愛媛県の吉野川町議会ですか、ここも意見書を同じく採択しております。それから、神奈川県の上野原町、ここも同じ趣旨の要求について意見を採択しております。そういうのが全国的な状況であります。ということで、この毎月支給ということに関しては、ぜひともご配慮いただきたいということでもあります。

それから、支給開始年齢の引き上げはぜひやめてくださいということなのですが、国のほうは2019年に何とかその70まで引き上げてしまおうという考えを持っているらしいのです。こうしますと、65から70にまで支給開始年齢を上げますと、その間の損失と申しますか、1,000万円ぐらいになるのです。大変なことになりますので、これもぜひともやめていただきたいということでもあります。

それから、この請願趣旨の中では、将来世代に影響が強く出ることが懸念されますと、この支給開始年齢のさらなる引き上げは。若い人に会って、「俺たちの年金は、将来なくなっちゃうんじゃないか」というような不安を時々耳にするのです。そういうことで、これ以上これからの人たちの不安をできるだけ少なくするということが、やはり為政者としては必要なのではないかと考えています。

それから、そこにも書きましたが、年金はそのほとんどが消費に回ると。年金をもらっている人で貯金をしている人なんかいませんから、ほとんどがこれは消費に回るわけで、これがそのまま税収につながっていくわけですから、広い目で見ると、やはり地域経済と地方財政に大きな影響を与えるということになるわけです。そういうことで、これ以上支給開始年齢を上げない、これはぜひともやめていただきたいと。それから、年金の毎月支給、これはもう国際的な常識になっているということで意見を申し上げます。

した。

以上であります。何か補足ありましたら。

○**請願提出者** ○○ですけれども、私も当時、もう三十何年前にはまだ年金とは無縁だったのですけれども、そのころには、私らのときにはまだ高度経済成長だったものですから、年金があれば生活できるというふうなことで考えていたのですけれども、当時年金を改悪するというふうなことがあったものですから、自分には直接影響ないだろうけれども、でもこれは大事なことからということで、私もやりました。やっぱり問題を提起しました。

今考えてみると、やっぱり年金、今は生活していますけれども、本当に貯金するというよりも、もう毎月の消費で大体終わってしまうのですよね。だから、もう生活するのがやっとなというふうなことですから、やっぱり毎月の支給と、それから年金を引き上げられないというのが、年金の支給を引き上げないという、年齢を引き上げないということは、非常にこれ人間が生きていく上にも大事なことでないかなと思いついて、こういう請願もいろいろと取り組みしたものですから、そういうことです。

以上です。

○**請願提出者** 以上であります。

○**委員長（石島勝男君）** ありがとうございます。

説明者の方々のご退席願います。ご苦労さまでございました。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○**委員長（石島勝男君）** では、説明者の方、一応座ってください。一応手はずではそのような形になっていたもので、手順どおり今進めている状況ではございますが、今尾木委員さんのほうから話がありましたように、ではここで質疑の場を設けたいと思います。

では、質疑のある方、挙手を願います。

仁平委員さん。

○**委員（仁平正巳君）** 全日本年金者組合下館支部について、以前○○さんが私の自宅へ訪問されたときに、名刺をいただけなかったので、この全日本年金者組合の紹介を、少し概要だけで結構ですから、どういう団体なのか紹介をしてください。

○**請願提出者** 逐次答えてよろしいですか。

○**委員長（石島勝男君）** はい。

○**請願提出者** 正式名称は全日本年金者組合と申しまして、現在10万ちょっとの組合員でございます。茨城県では、25の自治体に支部ができております。下館支部については、六十余名の組合員がいます。年金者組合の基本理念は、やはりひとりぼっちのお年寄りをなくそうと、みんなで手をつないで楽しく余生を送っていこうというのが基本理念であります。

そのほかに、年金者が抱えている問題、いっぱいありますから、それはやはり我々年金者組合員が知恵を絞って要求を出して解決していくほかないということで、毎年署名運動なんかも展開しております。年金者組合の最終的な目標というのは、最低保障年金制度を確立することなのです。これは、先進諸国だけでなく、ほとんどの国が最低保障年金制度は確立しているのです。ところが、日本は先進国であ

りながら、まだその制度を確立していません。国連の社会人権規約委員会のほうから再三勧告は受けているのです。あなたの国は何やっているのだということ。そういうことで、我々はやはり当事者が声を大きくしないと、なかなか要求は通りませんので、そういうことで頑張っております。

以上であります。

○委員長（石島勝男君） そのほかございましたら、尾木委員さん。

○委員（尾木恵子君） 今本当ご説明いただきまして、よく状況はわかりました。毎月支給という、これは本当に年金受給されている方は当然そういう思いというのは強いかなというふうに思うのですけれども、この2つ目の年金の開始をこれ以上引き上げないという部分なのですけれども、結局先ほど言われたように、70に引き上げるような状況は国のほうも話をしているかと思うのですが、結局これって要するに年金制度を持続していく上で、今はすごく高齢化が進んでいまして、少子高齢化の時代という中で、若者が要するにすごい今負担を感じているわけですね。だから、そういった点をここの表題が、若者のことが載っているのですけれども、若い人もという形で安心できるようにということなのですけれども、結局今実際に受給している方と、これからの若い人、今年金を支えている働いているそういう若い人が年金をもらうための国のほうはやっているのかなと思うのですけれども、その辺はどういうふうに若い人に対しての今の現状という部分では、どういうふうに思っているのかなというのをちょっと伺いたかったのですが。

○委員長（石島勝男君） その点につきまして説明をお願いします、尾木委員さんの。

○請願提出者 支給開始年齢を引き上げるとことは、その分その受給者にとっては損失が大きくなるわけですね。もらえないわけだから、5年引き延ばされるわけですから。そういう状況を見ていると、若者たちが果たして将来これは我々はもらえるのかなという不安を持ってくるわけです。

ですから、やっぱりそのところは政府はもっと手厚い配慮をしていく。具体的には、年金の積立金というのは130兆円以上あるのですよ。その積立金を取り崩して、その保険料を補填してやるとか、それから年金カットしないで、その分補填してやるとか、そういうふうにしていけば、もうこれはそんなに引き上げなくても済むと思うのです。

ところが、年金の積み立て基金については、政府のほうはそういう方向にはいっていないのです。株に投資するとか、投資信託ですか、そういった関係、証券関係のところはその積立金を運用するだけで、大変株なんかはリスクが多いわけですから、そこで穴をあけるようなことはやらないで、今保険料を支払っている若い人のためにももう少しそれを取り崩してやったらいいのではないかと。

欧米各国なんかは、その基金を取り崩してきちっと補填しているのですよね、その対象者のために。保険料を納める人、それから受給している人、両方に対して。ところが、日本の場合はそれを一切やっていないのです。だから、それはやはりそれだけの基金があったら、もう少し取り崩して若い人にも現役世代にも、それから受給者に対しても配慮していいのではないかなと、そんなふうに思っています。

○委員長（石島勝男君） 尾木委員さん。

○委員（尾木恵子君） 今ご意見いただきました。その上で、結局今要するに引き上げなければというか、今現在も65という形になってしまいましたよね、昔は60だったけれども。だから、これを引き上げるとい

う裏には、やっぱりもっと要するにこの定年制度を引き上げなくては追いつかないという部分もありますので、もっとも国の方がこの年齢を引き上げるからには、その定年制の見直しの何だのという部分も当然やっていかなければならない状況だと思っております。

だから、そういった今の時点ではまだちょっと定年制もどこまで引き上げるといふ部分も国の方がはっきりと言っていないので、これはいろいろ問題もあるかと思うのですが、これからの若者と今受給されている高齢者の方たちのバランスといふか、それがやっぱり大事になってくるのかなといふふうな部分で、いろいろこれからの国の動きといふ部分もしっかりと見ていかなければいけないかなど。要するに引き上げるといふ、引き上げざるを得ないのであれば、それはどういふ、要するに社会保障制度を維持していくためのその環境の整備といふのが伴わなければ、私はやっぱりそれには賛成できないといふか、やっぱりただ70、要するにこれ以上引き上げないといふ部分では、その裏がしっかりしていないと、引き上げにしないで済むのかなといふ部分はならないのではないかといふふうには私は思っているのですが、そういう感じで自分は思っていますので、ご意見として言わせていただきます。

○**請願提出者** よろしいですか。

○**委員長（石島勝男君）** では、説明をお願いします。

○**請願提出者** 今の述べましたように、1つは積み立て基金を取り崩して配慮するといふ。それから、もう1つは、税収のあり方ですよ。累積課税を徹底してやれば、財源が出てくるのです。それが高額所得者には優遇するような税制になっているでしょう、日本の税制制度は。それをきちっとやっぱり持っている人はそれ相応に支払う。持っていない人はそれ相応に支払うと。その原則をやっぱり貫いていかないと、そういう税制上の民主主義といふのが、日本は残念ながらまだ確立されていないのです。一応先進国なのだから、そこはやはりそういう税制的な民主主義といふのが確立していないと、やっぱりまずいのではないかと思っております。そういうことです。

○**委員長（石島勝男君）** そのほか、鈴木委員長さん。

○**委員（鈴木 聡君）** 今説明あったように、年金の蓄えが130兆円あるということですがけれども、よく前も株高の乱高下で8兆円損失したとか何とかいろいろありましたね。今は安定していますけれども、そうするとその65歳、今の現状を支えるには、どのくらいの財源があればいいのです。何兆円とか。

○**請願提出者** 正確にはその数字は私も把握していませんが、こういう年金問題の専門家がいますが、その人の説明によれば、その年金基金をちゃんと取り崩して補填していけば、大丈夫だといふことを述べているのです。ところが、はっきり申し上げますと、年金者組合でもその声を運動として広めていくまでにまだ至っていないのです。その年金の専門家がそういうふうに言っているのですが、だから、我々はそういう運動をこれからしていかなければならないと、要求をしっかりと出して、そういう状況なのです。

○**委員長（石島勝男君）** 鈴木委員長さん。

○**委員（鈴木 聡君）** 今現状維持してでも財源的には十分大丈夫だと考えていいですか。

○**請願提出者** はい。その専門の学者といふのは河村健吉という学者なのですが、その方が書いている本の中で言われています。

○委員（鈴木 聡君） はい、わかりました。

○委員長（石島勝男君） 箱守委員さん。

○委員（箱守茂樹君） 今いろいろ説明の中で、欧米各国の比較する国の名前も出てきました。それで、税金の話も出ましたね、累進課税という。こういったものを社会保障というようなものを充実させるためには、どうしても財源の問題があるわけです。そういうようなことからいくと、話が出ましたスイス、カナダ、ポルトガル、フランス、こういった国のこういったものに対する財源はどうしているかと。例えば累進課税というのは直接課税、間接課税、消費税というのがありますね。この直間比率というようなものが非常に重要な問題なわけで、ほかの国と消費税の税率がどのぐらいだかわかっているのですか。これスイス、カナダ、ポルトガル、フランス。また、日本の消費税の税率というのは、例えばそういったものを。

○委員長（石島勝男君） 説明をお願いします。

○請願提出者 正確に把握していません、よその国の。

○委員（箱守茂樹君） では、後でこの全日本年金者組合、この方ではこういうような要求を出しています。これは全くこのとおりでできれば、本当にいいわけですよ、これで。高齢者にとってもすばらしくいいことなのだけれども、できない、なかなか厳しいから消費税を値上げしましょうと言っているわけです。この消費税の課税率、値上げと、こういったものに対しては、こういったものを片方で福祉の充実をやっている。片方で間接税である消費税上げましょうと、こういったものに対する考え方というのは持っているのですか。

○請願提出者 消費税を使って社会保障に充てるとというのは、今までのやり方を見てみると、ほんの一部なのです。消費税の税収に基づく総額のうちの社会保障に回っているというのは、むしろ自然増の部分をどんどん、どんどん減額していますから。ほとんど消費税で税収が入ってくるそのうちの何割が、この社会保障、いわゆる社会保障のこれ回っているかということ、ほんの微々たるものなのです。

ですから、私は消費税に頼るといふ、私だけではなくて、年金者組合としては。

○委員（箱守茂樹君） わかりました、それは。片方で、欧米各国の例を出しながら、欧米各国の消費税の税率というのはもう20%前後でしょう。超えている国もあります。日本はまだ8%ですよ。そういったもので非常に日本の赤字国債も累積で1,000兆円も国債がたまっていると、そういうような状況。こういうようなことで、若い人にばかり、世代に対する不安というのが物すごく強い。

ですから、そういったことを含めると、こういうようなものを要求する。では、そういったものの財源確保のために消費税、そういったものについてもやっぱりでは片方でアメリカ、ヨーロッパ、そういったものを出したものの、福祉のその数字を上げましょうと。ただ、課税のほうは累進課税でやってくれというふうなことだと、都合のいいところだけやってしまって、間接税というふうなことの考え方というものをちょっと理解できないです。

○請願提出者 ああ、そうですか。

○委員（尾木恵子君） 毎月支給の各国を挙げていただきまして、それと要するに支給開始年齢、これは先ほど出たフランスという部分は、先進国ではフランスと日本、日本よりもフランスのほうが低いそうなのですけれども、その辺は把握は一緒に調べてあります。

○請願提出者 支給開始年齢が低いという意味ですか。

○委員（尾木恵子君） はい、はい。先進国ではフランスと日本が、日本は65になっていますけれども、フランスも低い。フランスに次いで日本は低いというデータがあるのですけれども、そういう部分でフランスは毎月支給にはなっているけれども、支給年齢は低いという形で言われているのですけれども。

○請願提出者 それもやはり正確には把握していません。

○委員（尾木恵子君） そうですか。

○請願提出者 その辺はやっぱり調べる必要がありますね。済みませんでした。

○委員（尾木恵子君） いや、同じフランスが出ていたものですから、気になったので、ごめんなさい。

○委員長（石島勝男君） あとないですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 以上で審査を終了します。

それでは、説明者の方々、ご退席願います。どうもご苦労さまでございました。

（「いろいろお時間いただきありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） これより採決いたします。

請願第3号「若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願」について、賛成者の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手多数。よって、本案は採択と決しました。

なお、本請願は、意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。

その際の提出者を委員長の私とし、賛成者をただいま賛成いただきました委員の皆様といたします。

意見書につきましては、この内容でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） ありがとうございます。

以上で請願の審査を終了します。

執行部の入室をお願いいたします。

〔執行部入室〕

○委員長（石島勝男君） 続きまして、6月16日に本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査してまいります。

初めに、総務部です。まず、議案第47号「字の区域の変更について」審査してまいります。

それでは、契約管財課から説明をお願いいたします。

渡辺契約管財課長、お願いします。

○契約管財課長（渡辺好浩君） 契約管財課、渡辺でございます。よろしくお願いたします。

議案第47号「字の区域の変更について」につきましてご説明申し上げます。ご説明は、申しわけありません、着座にて失礼いたします。

このたびの議案における区域を変更する字といたしましては、田宿、松原、猫島の3つであります。この3つの字をまたぐ区域に茨城県公営企業管理者が実施するつくば明野北部（田宿地区）土地造成事業地がございまして、この土地利用に係る造成工事等が平成28年5月から行われております。この造成事業により、一団の土地利用が形成され、その中に田宿、松原、猫島の3つの字が混在することになることから、地番表示の明確化と土地の用途に対する地番の統一化を図ることを目的といたしまして、地方自治法第260条の規定に基づき、字の区域の変更の議案の審議をお願いするものでございます。

変更区域のご説明に当たりましては、議案書に添付しております図面をごらんいただきたく、お願いいたします。図面は、A3で4枚ございまして、そのうち2枚目には区域の変更前を、3枚目には変更後をお示ししております。

最初に、その2枚目をごらんください。青色で着色しました2カ所の猫島全域を、3枚目におきましては、田宿の区域に変更といたし、続きまして2枚目にお戻りいただきまして、赤色の田宿の中の最も右端で、上下に走る道路を隔てた緑色の区域の上側部分を、3枚目をごらんいただきまして、緑色の松原に変更するというものでございます。このことによりまして、この区域が田宿と松原の大きく2つの一団の土地となるものであります。

また、この字の変更に伴う面積の移動であります。猫島から田宿への変更につきましては、30筆、7万4,411平米、続きまして田宿から松原への変更につきましては、3筆、5,899平米であります。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

赤城委員さん。

○委員（赤城正徳君） この面積は総面積幾らなのですか、これは。

○委員長（石島勝男君） 答弁をお願いします。

○契約管財課長（渡辺好浩君） 答弁申し上げます。

総面積31万6,600.81平米です。

（「もう1回お願いします」と呼ぶ者あり）

○契約管財課長（渡辺好浩君） （続）もう1度申し上げます。

総面積31万6,600.81です。

○委員（赤城正徳君） いいですか。新聞報道で見たときに、31万ではなく28万何千平米で、ファナックへ売ったのは55億円だと載ったよね。その55億円で県に載ったファナックへ売った面積は、この中でどこか抜けているのですか。

○委員長（石島勝男君） では、答弁お願いいたします。

○契約管財課長（渡辺好浩君） 答弁申し上げます。

議員さんおっしゃってありました28万という数字で今資料のほう確認いたしますと、変更後の田宿の面積が28万2,212.96平米というものがございまして、総面積は、先ほど申し上げた数字でございまして、資料

からいたしますとそのようなお答えになります。

○委員長（石島勝男君） 赤城委員さん。

○委員（赤城正徳君） そうすると、この大きな道路から28万何がしかの平米しかファナックも所有権と
いいですか、持ち物はないのですか。

○委員長（石島勝男君） 渡辺契約管財課長、答弁お願いします。

○契約管財課長（渡辺好浩君） 答弁申し上げます。

今回の所有権移転のお話は、大きな道路を隔てて、この2つの一団の土地、合計面積31万6,600.81とい
うことでございます。

○委員（赤城正徳君） ああ、そうか。

○委員長（石島勝男君） そのほか委員さん、まだありますか。

では、赤城委員さん。

○委員（赤城正徳君） それでこの県のほうから俗に言う地上げの件で市が依頼されましたよね。そのと
きに、この県道へ松原、これは変な形の土地なのだよね。今造成して整備していますが。そのときに市の
職員さんは、ここはどういう土地利用するのかなという県のほうへ尋ねたことはありますか。

○委員長（石島勝男君） 答弁お願いします。

○契約管財課長（渡辺好浩君） お答えいたします。

今現状ここでその道路から西側部分の土地利用についてお答えできるものは持っておりません。申しわ
けありません。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

鈴木委員さん。

○委員（鈴木 聡君） 何でこういうことをするのかという説明がないのですよね。ただ、変更する事実
だけを述べているだけです。この時期に何でこういうふうに変更しますという、我々にはなぜやるのかと
いうのがわからないのです。だから、こういうことでこの機会に字の変更をいたしますと、まず前もって
その説明が欲しいのですが。

○委員長（石島勝男君） 渡辺契約管財課長、お願いします、答弁。

○契約管財課長（渡辺好浩君） 答弁申し上げます。

間もなくこの造成事業が終わりまして、土地のほうの活用が始まることになりましたが、今現在このご審
議をいただきまして、字の区域を変更することによりまして、地番表示の活用後における地番表示の明確
化と土地の用途に対する地番の統一化、この2つを図ることを目的に、今回ご審議をお願いするものでご
ざいます。

○委員（鈴木 聡君） そういうふうに最初に言ってくればよかった。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第47号の採決をいたします。

議案第47号「字の区域の変更について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、可決されました。ありがとうございました。

次に、議案第52号「筑西市公告式条例の一部改正について」審査をしていきたいと存じます。

それでは、総務課から説明をお願いします。

中島総務課長。

○総務課長（中島国人君） おはようございます。総務課の中島と申します。よろしく願いいたします。

私からは、議案第52号「筑西市公告式条例の一部改正について」説明いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、改正の内容について説明いたします。今回の条例改正につきましては、市役所本庁舎のスピカビル移転に伴い、本市の公告式の掲示場の位置に関する規定を改正するものでございます。

第2条第2項でございますが、本市役所門前の掲示場とあるのを市役所、各支所及び出張所の掲示場と改め、これに伴いまして以後の文において規定していた各支所の出張所等文言を削るものでございます。

改正を要約しますと、公告を行う掲示場所を旧本庁舎が下館庁舎からスピカビルに掲示場所を移動したものです。支所及び出張所は現在のままでございます。

なお、公告する掲示場、掲示物は全て謄本にすることをあわせて改正しております。

最後に、附則でございますが、この条例改正の施行期日を公布の日とし、筑西市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の施行日である平成29年2月13日から適用するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

鈴木委員さん。

○委員（鈴木 聡君） さかのぼって適用するという意味なの。

○委員長（石島勝男君） 答弁をお願いします。

○総務課長（中島国人君） はい、そうでございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員さん。

○委員（鈴木 聡君） それは本当は事前に、例えば昨年12月の議会でやっておくとか、そういうものではないのですか、これは。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁をお願いします。

○総務課長（中島国人君） 鈴木委員のご質疑に答弁いたします。

委員さんがおっしゃったとおり、平成28年第4回定例会で提案すべきものと理解しております。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員さん。

○委員（鈴木 聡君） 今度新任で来たからあなたを責めるわけではないけれども、ちゃんとそういう手続をやらないでしまったというのでしょうか、これは率直に言って。総務部長がいるから総務部長が経験一番よくわかるから、課長は今度なったばかりだから。

○委員長（石島勝男君） 総務部長、お願いします。

○総務部長（菊池雅裕君） お答えしたいと思います。

こちらにつきましては、先ほど中島課長が言われましたとおり、昨年の第4回定例会で本来であるならば想定されますので、本来はそのときに条例改正をお願いするべきだったものを、うちのほうで失念いたしておりましたので、申しわけございませんが、今回議案の提出に至った次第でございます。申しわけございません。

○委員（鈴木 聡君） いえいえ、謝ることではないので。

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第52号の採決をいたします。

議案第52号「筑西市公告式条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で総務部所管について審査を終わります。

ここで執行部の入れかえをお願いいたします。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第60号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、本委員会の所管について審査をしていきたいと存じます。

なお、議案第60号については、複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後、採決したいと存じます。

それでは、議案第60号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、企画部所管の補正予算について説明をお願いいたします。

まず、松岡財政課長、お願いします。

○財政課長（松岡道法君） ご説明させていただきます。財政課の松岡と申します。よろしく申し上げます。

議案第60号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち財政課所管についてご説明させていただきます。

補正予算書12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。歳入、中段なのですが、款19繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金でございます。13ページにありますように、財政調整基金を繰り入れしようとするものでございます。今回の補正予算に伴う財源調整のため、財政調整基金から1億1,902万1,000円の繰り入れの増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

次に、菊池情報政策課長、説明をお願いいたします。

○情報政策課長（菊池 勇君） 情報政策課の菊池と申します。よろしく申し上げます。

議案第60号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち情報政策課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料は、12ページと13ページをお開き願います。歳入となります。12ページ一番上でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、右側の13ページに移りまして、節12電算費補助金でございます。こちらは、社会保障・税番号制度の運用開始に伴う総合運用テストの実施に係るシステム改修費の補助金でございます。補正額としまして100万8,000円の増額をお願いするものでございます。対象となるシステムは、住民基本台帳システム、地方税務システム及び団体内統合宛名システムの3システムが対象となります。

続きまして、ページをめくっていただきまして、14ページ、15ページをお開き願います。歳出となります。款2総務費、項1総務管理費、目13電算費につきまして、108万円の補正をお願いするものでございます。社会保障・税番号制度の運用開始に伴う総合運用テストの実施に係るシステム改修費についてでございます。先ほども申し上げましたように、対象となるシステムは住民基本台帳システム、地方税務システム、団体内統合宛名システム、それぞれの合計で108万円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

鈴木委員さん。

○委員（鈴木 聡君） マイナンバーのいろいろシステムのどうのこうののですが、これは企画のほうなのですか、環境ではなくて。

○委員長（石島勝男君） 菊池情報政策課長、答弁お願いします。

○情報政策課長（菊池 勇君） マイナンバーのシステム改修費の部分でございますけれども、全体のシステムの共通する部分、それに関しては情報政策課のほうで所管してございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員さん。

○委員（鈴木 聡君） では、おたくのほうでその今マイナンバーがどのくらい普及しているかとかそういった数字的なものはわからないのですね。

○委員長（石島勝男君） 菊池情報政策課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） マイナンバーカードにつきましては、市民課のほうの所管になりますので、数字のほうはわかりません。申しわけありませんです。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

仁平委員さん、どうぞ。

○委員（仁平正巳君） 100万8,000円という説明ですよね。15ページを見ると、108万円。これ何がどうして。

○委員長（石島勝男君） 菊池課長。

○情報政策課長（菊池 勇君） 補助率でございますけれども、住民基本台帳システムの改修が10分の10の補助になります。地方税システムの改修が3分の2の補助、あと団体内統合宛名システムの補助が10分の10となつてございますので、その差額が数字にあらわれてございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん、よろしいですか。

菊池課長、お願いします。

○情報政策課長（菊池 勇君） 申しわけありません。補足で説明させていただきますと、先ほど税務システムが3分の2の補助ということだったのですが、3分の1は一般財源からの繰り出しになります。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で企画部所管の補正予算の審査を終わります。

ここで執行部の入れかえをお願いいたします。

〔企画部退室。市民環境部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、市民環境部の所管の審査に入ります。

それでは、議案第60号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について説明をお願いします。

消防防災課から説明をお願いします。

澤部消防防災課長、お願いします。

○消防防災課長（澤部明典君） 消防防災課、澤部です。よろしくお願ひいたします。

議案第60号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、消防防災課所管の補正につきましてご説明申し上げます。

6、7ページをお開き願ひます。第2表、地方債補正、1、変更でございます。消防施設整備事業（防火貯水槽）の限度額を1,120万円から1,960万円に増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳入の市債でご説明申し上げます。

続きまして、12、13ページをお開き願ひます。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。最初に、款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節14雑入（消防）、説明欄の細節8、防火貯水槽補償料278万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、今年度10月に茨城県が行う県道高田・筑西線バイパス工事に伴う奥田地内の防火貯水槽移設に係る補償費となります。この補償費につきましては、茨城県からの歳入となります。

次に、同じく款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節14雑入（消防）、説明欄の細節14、コミュニティ助成事業補助金200万円の増額補正をお願いするものです。こちらにつきましては、平成29年3月28日付で一般財団法人自治総合センターの助成の決定を受けた深見自主防災会が実施する平成29年度コミュニティ助成事業の費用となります。失礼しました。細節12でございます。訂正いたします。同センターの助成金を財源とするもので、同センターから歳入となります。

次に、款22市債、項1市債、目9消防債、節1消防債、説明欄の細節2、消防施設整備事業債（防火貯水槽）840万円の増額補正をお願いするものです。こちらにつきましては、先ほどご説明しました奥田地内の防火貯水槽の移設費用のうち、歳入に見込んである補償費を充当した残額分となります。なお、この移設内容につきましては、細節でご説明いたします。

続きまして、14、15ページの一番下の行から16、17ページにかけてごらんください。歳出でございます。初めに、款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、説明欄の消防施設整備事業1,119万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳としまして、節13委託料48万9,000円、節15工事請負費1,070万8,000円でございます。こちらにつきましては、先ほどご説明しました奥田地内の防火貯水槽の移設費用でございます。まず、防火貯水槽を新設し、その後既存の防火貯水槽を撤去いたします。なお、新設する場所につきましては、既存の場所から南へ約80メートルのところにあります河間土地改良区が所有する土地になります。この土地につきましては、無償で貸与していただけることで了承を得ております。その場所に防火貯水槽を設置する計画でございます。

次に、同じく款9消防費、項1消防費、目5災害対策費、節19負担金補助及び交付金、説明欄の自主防災組織支援事業200万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、コミュニティ助成事業により深見自主防災会が購入した防災資機材の費用につきまして筑西市コミュニティ助成事業補助金交付要綱に基づきお支払いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

鈴木委員さん。

○委員（鈴木 聡君） 防火貯水槽の件なのですが、これはどのくらいの自治会組織というか、現在要望してあるかどうか。

それから、規格がもう決まっているのですか。場所によってはそれだけの面積を確保できないということもあったのですよ。ですから、もうこの規格、この大きさですとやっていくのだという話なのだけでも、場所によってはそういった、それに当てはまらないところもあるのです。だから、これはどうなのです。その今やっている規格、サイズでもう一辺倒でやっていくのですか。その辺。

○委員長（石島勝男君） 澤部消防防災課長、答弁をお願いします。

○消防防災課長（澤部明典君） お答えいたします。

要望につきましては、ただいまちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後でご報告させていただきたいと思います。

規格に関してでございますが、40立米が基本になっております。ただ、40立米が入り切れないところにつきましては、20立米で対応しているところもございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員さん。

○委員（鈴木 聡君） 前、説明を現場で聞いたときは、今言った40立米というやつ、それでなければできないのだという話だったような気がするのです。そうすると、20立米という、倍の規格とその半分の規格で両方やっているということであれば、立米でいうけれども、面積的には平面的な広さというのはどのくらいなのです。立米だと深さとかいろいろあるから、深さは地下は幾らでも深く掘れるのだけれども、幅がとれない面もあるのです。

○委員長（石島勝男君） 澤部消防防災課長、答弁をお願いします。

○消防防災課長（澤部明典君） お答えいたします。

40立米につきましては、一般的にというお考えいただければと思います。40立米が確保できない場合には、20立米になる場合もあるということで考えていただきたいと思います。

○委員（鈴木 聡君） 何かちょっとわからないけれども、ただ幅が足りなくても地下は無制限だから、立米数はとれるのではないかなと私ら単純に言うのです。その辺の融通というか、その辺はどうなっているのです。

○委員長（石島勝男君） 澤部消防防災課長。

○消防防災課長（澤部明典君） お答えいたします。

今は2次製品といいまして、もう既にできているものを設置するという方向で考えておりまして、どうしても施工できない場所、いわゆる2次製品が入らない場所につきましては、現場で工事をして確保するということになるかと思いますが、一般的には2次製品を使うことで考えておりますので、2次製品が入る場所か入らない場所かというところから検討に入ります。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員さん。

○委員（鈴木 聡君） こういう例があったのです。どことは言わないけれども、その面積、立米ではなくて面積、幅が狭いということでだめになったところもあるのです。だから、今の説明を聞くと、地下は無制限だからある程度の幅がなくても2次製品がそこで例えば20立米に該当しなくても違った形で対応すると言っていましたから、今後はそういうちゃんと基準を、ばらばらだと困ってしまうので、一回は断られたところがあるのですよ。そういう申し込んで、面積が足りないと、幅があってとてもできないのだという話があったのですが、それは今答弁したとおりでいいのですか。柔軟に現場の形状に基づいてやれる面もあると今言いましたよね。2次製品でも規格でやるばかりではない、その辺再確認したいのですが。

○委員長（石島勝男君） 澤部消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（澤部明典君） お答えいたします。

現場の状況を見てみると、この場で即答はできませんが、重機が入らない場所とか、そういった場所もあろうかと思いますが、それは設置の場所ではなくて、作業のスペースということがございます。そういったいろいろな面も含めまして現場を見せていただいて判断させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 赤城委員さん。

○委員（赤城正徳君） 2次製品と今言いましたが、縦、横、高さ、2次製品の、それで40立米入る。その縦、横、高さを教えてください。2次製品の品物の縦、横、高さ。

○委員長（石島勝男君） 澤部消防防災課長、答弁お願いします。

○消防防災課長（澤部明典君） お答えいたします。

ここに図面がありますが、図面からしますと、まず高さ、深さに関しましては3メートル76センチ4ミリ、3,764ミリです。幅に関しましては、これは掘るところでございますが、4,818メートル四方。

○委員（赤城正徳君） いや、掘るのではないのだよ。2次製品の品物を聞いているのだよ。

○消防防災課長（澤部明典君） 済みません。円になっていまして、7メートル30のパイでございます。直径が7メートル30です。深さが同じように3メートル76センチ4ミリでございます。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

○委員（赤城正徳君） では、7メートル34センチの縦横で、深さが3メートル76センチ4ミリ、6ミリか、あるという2次製品なのだね。

○消防防災課長（澤部明典君） そうでございます。失礼しました。

○委員（赤城正徳君） 円形か。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

○委員（赤城正徳君） わかりました。

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。まだあります。

仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 自主防災組織支援事業の200万円なのですが、これは恐らく限度額いっぱい200万円おりるとのことだろうけれども、この内訳、申請をするときの内訳はどういう資機材を計上してあったのか。

○委員長（石島勝男君） 澤部消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（澤部明典君） お答えいたします。

深見自主防災会が申請した中身でございますが、上から順に読ませていただきます。非常用発電機……

（「少しゆっくりね」と呼ぶ者あり）

○消防防災課長（澤部明典君） （続）はい。非常用発電機117万7,200円。2つ目、自動体外式除細動器、いわゆるAEDでございます。これが28万800円。3番目としまして、体温計、数量、これ2つでございます。単価が1,980円です。4つ目でメガホン、これも2つでございます。単価は2,980円です。5つ目、担架2つ折り式でございます。これが1万9,800円でございます。6つ目としまして、折り畳みリヤカー、これが3万9,800円でございます。7つ目が車椅子、これ3つでございます。単価が1万9,800円になります。8つ目が血圧測定器、これ2つでございます。これが単価が1万1,180円でございます。9つ目がジョイクラフトポート、これが17万2,800円でございます。10個目がENベスト、これが20着でございます。単価が2,160円になります。11番目がニューマイヤー毛布、これが10枚でございます。単価1,980円です。12番目としまして、アルミ毛布、これも10枚でございます。単価が1,080円になります。14番目です。最後になりますが、ガソリン発電機、これが19万2,240円でございます。合計しまして205万3,200円、これが見積書の金額になっております。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） ジョイクラフト何とかというものの意味ね、1つは。

それから、最初の発電機117万7,200円、随分大きい金額なのですが、最後のガソリン発電機19万二千何がしと言いましたけれども、これ何が違うのですか、同じ発電機で。その2点。

○委員長（石島勝男君） その2点につきまして、澤部消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（澤部明典君） お答えいたします。

ジョイクラフトポートにつきましては、ちょっとうちのほうでも中身がわかりませんので、後で調べま

してご説明したいと思います。

続きまして……

○委員（仁平正巳君） ちょっと待った。中身を何も知らないで説明できないものを予算書でこれチェックしてあるの。

○消防防災課長（澤部明典君） 失礼いたしました。済みません。こちらというふうなことでお見せして申しわけないのですが、水害に遭ったときに載せるようなポートになります。失礼いたしました。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。では、質疑を終結……

○委員（仁平正巳君） ちょっと待って、発電機のを聞いていないでしょう。

○委員長（石島勝男君） 発電あれで、澤部消防防災課長、再度説明してください。

○消防防災課長（澤部明典君） 申しわけありません。調べまして、後でご説明させていただきたいと思えます。

○委員（仁平正巳君） 委員長、一番大きい発電機という名前が2つ出てくるから質疑しているのであって、100万円以上の発電機って何のことかわからないから聞いている。これ説明できないというのはおかしいのではないの。部長、何をしにそこにいるの。

○市民環境部長（鈴木建國君） 私も細かい仕様までは承知をしておりますが、恐らくこれだけ価格の差がありますと、やはり発電量の違いによってこれだけ価格が違ってくるのかなと思います。ただ、委員さんちょっとのご質疑には正確にはお答えできていないので、また後ほどご説明に上がらせていただきたいと思います。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） いや、納得できないですよ。だって、予算書を上げて申請するのに、その予算書は一応役所で目を通していると思うのです。これ何なのということで。最終的にこのガソリン発電機19万2,200円とか言っていたよね。これ1台ですか、では。

○消防防災課長（澤部明典君） はい、1台です。

○委員（仁平正巳君） 1台。ガソリン発電機で19万円というのは、ちょっと高いと思うのですけれども、買ったことあるのですよ、自主防災組織の中で。七、八万円だったと思うのですが、1台。大きさにもよるのだけれども、そうすると大体容量のことが書いてあると思うのです。そういうことも含めて再度この明細については、交付するということは非常にいいことだし、よかったなと思っているのですけれども、この説明ができないというのはちょっとおかしいです。この200万円の内容が、全然説明できていないでしょう。つまり書類素通りしたということでしょうよ。さっきのポートだってわからないのだから、だって。そういうことで、再度後で答弁を願います。

○委員長（石島勝男君） では、一旦休憩を入れまして、今11時15分ですから10分休憩を入れまして、25分開会したいと思います。その間澤部消防防災課長、今仁平委員さんから言われた件について早急に調べて、詳細ですね、そのお知らせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

では、一応10分休憩を入れます。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時25分

○委員長（石島勝男君） ただいまより再開いたします。

澤部消防防災課長、仁平委員さんの答弁について答弁をお願いいたします。

○消防防災課長（澤部明典君） 仁平委員さんの答弁についてお答えいたします。

まず、117万7,200円の非常用発電機でございますが、資料でお見せして申しわけございませんが、こういったトラクターにつないで使う四角いボックスのもの、これが117万円のものでございます。これにトラクターをつなげまして、トラクターの動力によりまして発電させるものでございます。

続きまして、ガソリン……失礼いたしました。ガソリン発電機は、このタイプのものでございまして、こちらにつきましては、ガソリンで発電するものでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） ただいまの説明でよろしいですか、仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） はい、わかりました。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で市民環境部所管の補正予算について審査を終わります。

ここで執行部の入れかえをお願いいたします。

〔市民環境部退室。中核病院整備部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、中核病院整備部所管の審査に入ります。

まず、議案第51号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の制定について」審査をまいります。

それでは、業務推進第一課から説明をお願いいたします。

山口業務推進第一課長、お願いします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 中核病院整備部、山口でございます。よろしくをお願いいたします。

座って説明とさせていただきます。

それでは、議案第51号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の制定について」ご説明を申し上げます。

地方公共団体が地方独立行政法人を設立しようとするときは、地方独立行政法人法第7条の規定に基づきまして、当該地方公共団体における議会の議決を経て定款を定めるものとなっております。概要といたしましては、同法の8条の規定に基づきまして、法人の内部事項を定款にまとめております。詳細につきましては、議案書をご確認いただきたいと思います。条項的には、2ページから5ページになりますけれども、第1条から第20条で構成されているということでございます。

なお、今後でございますけれども、法人設立までに所在地の代表地番や承継する財産、これは4条、15条、

別表の関係でございますけれども、そういったものが確定してまいります。その際に再度市議会定例会におきまして定款の変更ということで上程をさせていただき予定でございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） まず第5条、法人は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とありますが、このメディカルセンターは地方独立行政法人と理解しておりますけれども、それでは特定とそうでない法人の違いというのはまず何なのか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

委員さんご指摘のように、地方独立行政法人制度におきましては、その中で特定型と一般型に分かれるということでございます。特定地方独立行政法人につきましては、業務の停滞が住民の生活や地域経済の安定に支障を及ぼすために中立性、公平性を確保する必要がある法人ということでございます。この場合は職員は公務員の身分を与えられるということでございます。現実的に考えますと、平成29年4月現在で全国で53の地方独立行政法人病院があるということでございます。この中で特に医療観察法の16条に該当する山梨県の県立医療機構、それと四日市コンビナートの事故発生の際に受け入れ先となります三重県総合医療センター、この2つのみが特定ということですので。残りは全て一般の法人ということになります。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 確認ですけれども、そうしますと、筑西市民病院の看護師さんと県西総合病院の看護師さんは、平成30年10月に移行するわけですけれども、公務員の身分を捨てるということは、一度退職されて退職金を受け取って再就職ということではよろしいですか。確認です。

○委員長（石島勝男君） 答弁願います。山口業務推進第一課長。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

公務員の身分を捨てるということになりますけれども、職員の身分につきましては、筑西市民病院と県西病院の間でやはり立場の違いがあります。しかし、そういったものをやはり平等にしていくことが必要であるということで、今調整を進めさせていただいているところでございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） いや、その調整ではなくて、一度退職をなさってから再就職ということではいいのですねと。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

移行型となりますので、そのまま独立行政法人のほうに移行されるということでございます。ただ、公務員ではないということになります。

○委員（仁平正巳君） ですから、公務員の身分を捨てるということは、公務員を退職するという事で理解しているのですけれども、違うのですか。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 退職するという事になります。

○委員長（石島勝男君） では、仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） そうしましたら、退職金も受け取るということでいいのですか。

○委員長（石島勝男君） 山口第一課長。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

退職金につきましては、現在のところの調整では受け取らないということでありまして、独立行政法人に移行した後、退職する時期にそのときに退職金は支払われる、そのような形で調整を進めておるところでございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） いや、非常にこの民間に移行するという事で理解すると、例えば市民にそれを説明するのは、物すごく難しい我々としては手続ですね。移行という言葉を使うのは、退職ではなくて、退職イコール退職金なのですから、公務員ですから。公務員の身分を捨てるという前置きがあったにもかかわらず、そうではないということで、非常に難しい制度だなと、それは結構です。

第7条、次。法人役員として理事長1人、副理事長1人、理事5人以内、監事云々とありますけれども、確認します。理事長はどなたですか。それと、役員になるこの理事の予定者はどなたですか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

理事長につきましては、過日公表もされたと思いますけれども、水谷医療監ということになります。そのほかの理事につきましては、基本的に理事長が選任するということになりますが、この後この条例のほうで確定いたしましたときに、再度その先進事例などを踏まえて人選をしていくというような形になります。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、水谷理事長がほかの理事を選定するという事でよろしいのですかね。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 制度上そのような形になります。ただし、監事につきましては、市長が任命することになります。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 第8条の5、監事は監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、意見を理事長または市長に意見を提出することができると思いますが、この必要があると認めるときというのは、例えばどういうときの事ですか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長。

○業務推進第一課長（山口信幸君） これは例えばということになりますけれども、市が指定している中

期目標がありますけれども、そういった目標にとって適正に事業が行われていないような場合などが想定されるというふうに考えられます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） これも確認ですけれども、以前その病院の財政面について議会で質問したときに、当時の企画部長は、3年目から黒字化するという明確な答弁をしておりますが、その根拠についてわかる範囲で説明願います。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） これにつきましては、平成27年に策定しました整備推進計画の中の財政計画ということだと思いますけれども、病院機能の集約をして医師を集約していくということによって、ある程度高度な医療、こういったものを対応することが可能になるということだと思います。それに伴いまして収入もふえていくということを想定して、3年目から黒字というような財政計画を立てているということでございます。3年以降ですね、はい。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 平成30年10月に開院予定ですが、10月の時点で250床の病院でスタートできるのですか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

現実のところ、平成30年10月の段階で250床ということは想定はできないということでありまして。段階的に3年目で実際80%ですか、200床以上の稼働率を目指すというような形になります。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、想定されるのは平成30年10月時点で何床の病院ですか、スタート時点は。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

開院時は、130床程度からスタートしていくような形になると思います。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、開院時が130床、最大250床になるわけですが、それでも3年目から黒字化ということで間違いないですね。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 現在その財政計画につきましても時点修正を加えていく必要があるということもございますけれども、現時点では開院3年後に経常収支が黒字になるというふうなことで財政計画のほうができているところでございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 職員に関する事項で第10条、法人の規定で定める。職員の職の種類、職務及び任命その他法人の職員に関する事項については、法人の規定で定めるとありますが、この法人の規定という

のはいつ誰が作成して、誰が承認をするのか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、お願いします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

法人の規定につきましては、現時点ではある程度この事務局のほうというか、医療監を中心にワーキング会議なども開催しておりますので、その中で案をまとめていく。そして、最終的には理事会に諮って決定をしていくというふうな形になります。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 小島議員の一般質問の中では、理事長がこの規定を承認して、中核病院整備部内で平成29年度内に素案を作成するという事で間違いありませんか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） ご指摘のとおりでございます。平成29年度中に素案のほうを事務局のほうでまとめをさせていただくというふうな形になります。最終的にはその理事会のほうに諮っていくというふうな形になります。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 第14条の（1）、法の規定により市長の認可または承認を受けなければならない事項、認可または承認を受けなければならない事項とは何でしょう。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長。

○業務推進第一課長（山口信幸君） まず、議会の関係でございますけれども、議会の議決を経なければならぬものにつきましては定款、それから評価委員会の条例、中期目標、そして中期計画、重要財産の処分に関する事となります。

また、報告案件といたしましては、年度業務の実績評価、それから中期目標の事業報告、そして中期目標業務実績評価、こういったものになります。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 第17条、業務方法書、これはいつ誰が作成をして、誰が承認をするのか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 業務方法書につきましては、現在各ワーキングチームを中心に取りまとめている状況でございます。最終的な取りまとめたものにつきましては、これは理事会のほうで承認を得て、市長のほうに承認をいただくような形になるというふうな形でございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、市長に報告をして議会の報告というのはあるのですか。あるいは議決事項になるのかどうか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 業務方法書につきましては、議会のほうの議決ということではないというふうなことでございます。

○委員長（石島勝男君） はい。

○委員（仁平正巳君） 最後の質問をします。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 第18条、法人の資本金の金額はと書いてありますが、これ幾らですか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

これにつきましては、まだ決められたものではないということをごさいます、今後その資本金については市の財政当局とも調整をしながら決定していくということになるというふうに考えております。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 例えばどの程度の金額ですか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○委員（仁平正巳君） 5億円なのか、10億円なのか、20億円なのか、雑駁な数字で結構です。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 資本金につきましては、現時点のところはまだ明確な数字についてはつかんでいないというような状況でございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 明確ではなくて、雑駁な数字で結構です。10億円なのか、50億円なのか、100億円なのか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 手持ちに資料がございませんので、後でご報告をさせていただきたいと思えます。

○委員（仁平正巳君） はい、わかりました。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

鈴木委員さん。

○委員（鈴木 聡君） 今県西と筑西市民病院は市の職員で、公務員だよ。それを移行していくわけだ。実際に筑西市民病院の事務部長もいれば、お互いに話はしていると思うのだよね、中核病院整備部長は。移行時点で今いろいろ希望をとっていると思うのです。このまま残って引き継いでいくか、やめるかという。それはもうそれぞれ個人個人にちゃんとやらなければならないと思うのです。それはどういうふうに進んでいます。今現在いる両病院の職員の聞き取りですね。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

スタッフの説明会につきましては、本年2月6日、8日、9日ということで、両病院の医師を除く267名に対しまして説明会を行っております。出席者は247名ということでございます。これを受けて、2月13日から24日の中で意向調査ということを行っております。この結果といたしましては、267人中226名から回答があったということでございます。

（「数もう1回」と呼ぶ者あり）

○業務推進第一課長（山口信幸君） （続）267人中226名から回答があったということでございます。回

答率は84.6%となっております。内訳でございますけれども、この中でこのまま新病院で働くというふう
に回答いただいた方が68.9%の方ということでございます。あとは定年を含む退職予定者が15.7%、未回
答の方が15.4%であったということでございます。

また、この2月の説明会後に両病院の職員の方からいろいろなご質問をいただいています。これにつ
きましては、ことしになりまして、5月24日から6月2日にかけて6回にわたり、その説明会を行った
ということでございます。この中での参加者は271名中235人というような形になっているというこ
とでございませう。

また、その後でございますけれども、両病院の医師に対してもその説明会を行っております。5月29
日と6月5日でございますけれども、2回行いまして、17名の出席があったということでございませう。

今後新たな人事制度が確定次第、また再度両病院の職員の方にも説明して、最終的な意向調査を今年度
中にもう1度行っていくということで想定しております。

以上でございます。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(石島勝男君) 尾木委員さん、何かありますか。

○委員(尾木恵子君) 4ページの議決事項、第14条です。ここの議案質疑にありました4番と7番の、
4番、重要な予算の執行に関する事項、それと7番の理事会が定める重要事項という部分で、具体的に
というような質疑が、具体的に載せたほうがいいのかという質疑があったかと思うのですが、これは部長は今後
それを策定していきたいというご答弁をされていまして、先ほど冒頭に説明ありましたように、これ
から決まる部分の再度またこれを私たちに説明あるということなので、それ今踏まえた部分はそういう
今後検討した結果をここに具体的に載せて、私たちにまた示して下さるということによろしいのでし
ょうか。

○委員長(石島勝男君) 山口業務推進第一課長。

○業務推進第一課長(山口信幸君) お答えいたします。

理事会に定める重要な予算の執行に関するものにつきましては、これは理事会規程の中でまた別に定め
るような形になるというふうに思うのですけれども、そのときにどのくらいの金額についてそれを理事会
に諮るかとか、そういったものについても決めていくというような形になります。

理事会のこの決定事項につきましては、議会の報告というのはここではないかなというふうに思ってお
ります。あくまでも理事会のほうで決定していくというふうな形になろうというふうに思います。

○委員長(石島勝男君) 尾木委員さん。

○委員(尾木恵子君) 私たちに報告というのではなくて、この定款の中に具体的に提示をしていくとい
う部分で、その具体的に提示したものを私たちにまたこういうふうに議案として出させていただけ
のしょうかということなのですけれども。

○委員長(石島勝男君) 山口業務推進第一課長。

○業務推進第一課長(山口信幸君) 理事会の決定事項も含めまして法人のその規則につきましては、公
表が原則となりますので、第6条の公告でございますけれども、法人の事務所の掲示板のほうに提示をし

ていく。そして、インターネットで公表していくというような形になってまいります。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

○委員（尾木恵子君） はい。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

赤城委員さん。

○委員（赤城正徳君） 来年10月にはこれ130床ぐらいでスタートするということなのですが、そのときの診療科目は何と何と何なのですか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

開院時の診療科目につきましては、以前から説明しているとおり9科目、9科ということでございます。

○委員長（石島勝男君） 赤城委員さん。

○委員（赤城正徳君） なぜこの地域は脳と心臓の病気が多いのに、その9科の中に脳神経という言葉の科を入れないのですか。

○委員長（石島勝男君） 相澤中核病院整備部長、答弁願います。

○中核病院整備部長（相澤一幸君） お答えさせていただきます。

常勤医師を配置する9診療科に設定をした経過をまずご報告、ご説明申し上げます。新中核病院基本計画策定におきまして、診療科目は県西総合病院、筑西市民病院、指定管理予定者の現行の診療科を起点といたしまして、これは山王病院さんのほうですね、その3つの病院の診療科を起点としまして、医療需要など十分に検討を踏まえて、新たな診療体制の設定を行うということで、地元医療関係者の協議を平成28年1月から合計4回行いまして、3月に結論が出たということでございます。

地元の医療関係者と申しますのは、両医療監、県西総合病院の病院長、筑西市民病院の病院長、そして医療法人隆仁会山王病院、また真壁医師会の6名で決定をしたということでございます。

○委員長（石島勝男君） 赤城委員さん。

○委員（赤城正徳君） これはちまたのお話なのですが、ちまたなんて言っては変ですね。協和中央病院、あの病院に関して、わざわざその脳外科とか心臓のほうの科を入れなかったと。新しく250床でスタートしようと思っているのですけれども、その協和中央病院がもし病院がなくなるようでも困るし、この地域として。だから、ともに生きるためには、中核病院と協和中央病院がともに生きていくためにはその科を入れなかったというようなお話もあるのですが、そこらのところはどのようなのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 答弁願います。

○中核病院整備部長（相澤一幸君） その協和中央病院との話があったかというのは、ちょっと私存じ上げませんが、ただ医療のすみ分けといたしまして、協和中央病院に現在脳外科がありますということで、そういう話もあったかどうかちょっとわかりませんが、それは医療のすみ分けとしては必要なことなのかなとは感じております。

ただ、両医療監の考えですと、初期治療はしっかり行って、専門治療が必要であれば、協和中央さんのほうに送ったり、または3次医療機関に送ったりということを考えておりますので、とにかく初期治療を

しっかりやって、救急車は断らないというモットーでやっていただいていますので、この9診療科に決定したのかと思ってございます。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(石島勝男君) よろしいですか。

稲川委員さん。

○委員(稲川新二君) 1つ。14条ですけれども、議案質疑でも出ましたが、1番であったりとか、4番であったりとか、7番ですか。この辺で部長の答弁といたしましては、先進事例を参考に今後盛り込んでいくというような答弁をなさっていたと思いますけれども、ある程度金額であったりとか入れてしまうと、柔軟性を欠く定款になってしまうのかなというおそれもありますので、そういった事例を入れていく、入れていかないの判断をしっかりとなさっていただきたいと思っております。柔軟性を欠いてしまえば、定款ではなくなってしまうのかなということで、額は少なくとも大事な部分であればしっかりとかけていくとか、そういった部分で少しご考慮いただいた定款をつくっていただきたいと思っております。意見ということで、済みません。

○委員長(石島勝男君) 赤城委員さん。

○委員(赤城正徳君) 部長、このままで結構ですよ、直さなくたって。これでやってください。

○委員長(石島勝男君) 以上で質疑を終結いたします。

これより議案第51号の採決をいたします。

議案第51号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の制定について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(石島勝男君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。ありがとうございました。

次に、議案第55号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例の制定について」審査をします。

それでは、業務推進第一課から説明を願います。

山口業務推進第一課長、説明をお願いします。

○業務推進第一課長(山口信幸君) 説明をさせていただきます。議案第55号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例の制定について」でございます。

初めに、この評価委員会は、地方独立行政法人設立に伴いまして、当該法人に係る事務を処理させるため、地方独立行政法人法第11条の規定に基づきまして、設置団体であります筑西市の附属機関として設置するものということでございます。そのようなことから、今回条例案を上程させていただいているところでございます。

一般質問にもありましたけれども、評価委員会の役割といたしましては、1つに、地方独立行政法人の業務の実績に関する評価ということがあります。2つ目といたしましては、市長が法人に係る認可や承認等を行う際の意見提示というのがございます。本条例につきましては、第1条から第8条ということで、1ページ、2ページにまとめさせていただいているわけでございます。委員会運営に必要な事項についてまとめさせていただきましたので、よろしくご理解いただきたいと思います。

また、最後に附則といたしまして、これは2ページの後段から3ページでございますけれども、筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、評価委員会委員の報酬額を日額1万5,000円というような形で定めさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくご審議をいただきたいと存じます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 第2条、委員5人の予定メンバーわかりますか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

一応5人以内ということでございますけれども、この人選につきましては、これからこの条例案が確定した段階で人選を進めていくということでございますけれども、基本的にはやはり病院関係でございますので、お医者さん関係、大学の先生方、そして経理なんかを見ていくことも必要でございますので、公認会計士とか税理士、そういった方が該当になってくるかなというふうに思われます。これから調整してまいります。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 答弁難しいと思うのですが、いわゆるこの評価委員会と独立行政法人の理事会と中核病院整備部とそれから議会、我々のこの相関関係が非常にわかりにくいのですけれども、一番上が何で、その次が何というようなそういうランクづけとございますか、委員会みたいなこういうのがいっぱいできてしまって、ダブってメンバーにはならないのですか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

ダブってその委員になるということはないというようなことで考えております。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

○委員（仁平正巳君） 何かこう図式というか、組織図みたいなので整理できませんか。これわかりにくいのですけれども、何がどうなって、どこが決定しているのだかということが非常にわかりにくい。議会はどこまで物を言えるのだとか、そういうのが全くわからないのですよ。何が議決事項で、それを整理してほしいのですけれども、可能であればお願いしたいのですけれども。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 今後検討させていただきたいと思うのですけれども、前に全員協議会でお配りした中で図が示されていると思うのですけれども、基本的にはそういう関係になっているということでございます。議会との関係につきましては、何度も出てまいりますけれども、定款、それから評価委員会のこの条例、そして中期目標、中期計画、重要な財産の処分、これが議決案件として出てくるということでございます。

報告案件として出てくるのは、その中でも年度業務の実績評価、そして中期目標の事業報告、中期目標の業務実績評価、こういったものが報告として上がってくるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） 例えば決算書については、議会に報告というのがあるのかないのか。

○委員長（石島勝男君） 業務推進第一課長、お願いします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

これにつきましては、年度業務実績評価の中でその数字についても出てくるというようなことでございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、それに対して例えば決算特別委員会等で質問をすることは可能ですか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

これは決算特別委員会ということではなくて、決算特別委員会の場合は、例えば一般会計のところから病院会計に繰り出しなんかがありますので、そういう繰り出しについては審査の対象となりますけれども、法人の決算については報告というような形になってまいります。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

鈴木委員さん。

○委員（鈴木 聡君） 今評価委員会の話が出た。私はこの第4条ですか、臨時委員というのを設けることができるわけだよね。その特別の事項を調査審議する。何か想定外のことが起きたとか、どういう場合にこういう臨時委員会を開くのですか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

これはいろいろな形で裁判になったり、損害賠償などを起こされるような場合もございます。そういった場合にはその専門家に入っていていただいて、この臨時委員になっていただいて審議をしていただくことも想定されるわけでございます。

○委員（鈴木 聡君） まあ、いいや、鳴ったから。わかりました。

○委員長（石島勝男君） では、質疑を終結いたします。

これより議案第55号の採決をいたします。

議案第55号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第60号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、中核病院整備部所管の補正予算について説明をお願いします。

業務推進第二課から説明を願います。

市塚業務推進第二課長、お願いします。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） 中核病院整備部業務推進第二課、市塚でございます。着座にてご説明させていただきます。

議案第60号「平成29年度一般会計補正予算（第2号）」のうち、中核病院整備部所管の補正予算についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書14、15ページをお開き願います。3、歳出、款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、新中核病院整備事業50万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、本定例会で条例案の上程をお願いしております新中核病院整備に係る地方独立行政法人の設立に伴い、地方独立法人法第11条の規定に基づく茨城県西部医療機構評価委員会設置のための経費でございます。委員5名の報酬、1人1万5,000円、45万円、この会議に伴う旅費、費用弁済としまして5万6,000円を追加するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第60号について、各部の説明、質疑を終了しました。

これより採決いたします。

議案第60号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で総務企画委員会の審査を終了いたします。

執行部は退室願います。大変ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（石島勝男君） 以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時 6分